第３次金ケ崎町男女共同参画基本計画

～きらめきプラン～

（素案）

第３次基本計画

＜令和３年度（2021 年度）～令和１２年度（2030 年度）＞

後期計画

＜令和８年度（2026 年度）～令和１２年度（2030 年度）＞

令和　　年　　月

金ケ崎町

はじめに

金ケ崎町は、すべての人が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、令和３年３月に「第３次金ケ崎町男女共同参画基本計画（金ケ崎・きらめきプラン）」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

本計画は令和３年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間を期間としており、策定時の規定に基づき、計画開始から５年が経過した時点で成果指標の検証および社会情勢の変化を反映した「中間見直し」を実施し後期計画を定めるものです。

また、令和８年９月に実施した最新の「金ケ崎町男女共同参画に関する意識調査」の結果に基づき、現状の課題を分析した上で、後期５年間に向けた成果目標の設定および具体的施策の拡充を行います。

本後期計画を金ケ崎町の男女共同参画の新たな行動指針とし、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる、持続可能な豊かさを持った郷土を共に築いてまいりましょう。

＝　目　次　＝

第１章　背景と社会情勢の変化…… 3

１．計画の位置づけと後期計画の趣旨

２．計画期間

第２章　町民意識調査の分析と課題の抽出…… 4

１．前期計画（令和３年度～令和７年度）の成果

２．分析と課題

第３章　計画の体系（Ｒ３～Ｒ１２）と後期成果指標の設定 …… 6

１．計画の体系

２．後期成果指標と目標値の設定

第４章　後期計画（Ｒ８～Ｒ１２）における具体的な取り組み …… 8

Ⅰ　多様な生き方を選択できる社会の実現

Ⅱ　安全安心な暮らしの実現

第５章　計画の進捗管理…… 12

１．ＰＤＣＡサイクルの実践

２．評価体制

第１章　背景と社会情勢の変化

１．計画の位置づけと後期計画の趣旨

本計画は、「金ケ崎町第十二次総合計画」を上位計画とし、国の「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村計画、および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」に基づく市町村基本計画を兼ねる総合的な行動計画です。

計画策定から５年が経過する中で、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少はさらに深刻化しており、地域の担い手不足や若い世代の流出といった課題に対して、男女共同参画の視点を取り入れた持続可能なまちづくりがこれまで以上に強く求められています。また、国際目標である SDGs（持続可能な開発目標）の目標５「ジェンダー平等の実現」や目標 10「不平等の是正」との連動をさらに強め、多様な生き方が尊重される魅力的な社会への移行を確実なものにするため、中間見直しを行い後期計画を定めます。

２．計画期間

全 体 期 間　　令和３年度（2021 年度）～令和１２年度（2030 年度）

後期計画期間　　令和８年度（2026 年度）～令和１２年度（2030 年度）

第２章　町民意識調査の分析と課題の抽出

１．前期計画（令和３年度～令和７年度）の成果

本計画の前期５年間（令和３年度～令和７年度）においては、基本理念である「多様な生き方が尊重される魅力的なまち　金ケ崎」の実現に向け取り組みを推進してきました。

Ⅰ　多様な生き方を選択できる社会の実現

「広報かねがさき」での「男女共同参画」に関する特集記事の掲載や「男女共同参画週間」の周知、金ケ崎町男女共同参画リーフレットの作成などにより、令和２年度時点で男女共同参画社会という言葉を「知らない」と答えた人の割合が 22.80％から 19.50％まで減少（3.3 ポイント改善）しました。

Ⅱ　安全安心な暮らしの実現

「広報かねがさき」での「女性に対する暴力をなくす運動」や主な相談窓口の周知を行いました。また、町地域防災計画において、人権に配慮した避難所運営に取り組むことや、女性への安全に配慮するよう努めることとしています。

２．分析と課題

令和８年９月に実施した意識調査（オンラインおよび郵送受付、有効回答 421 件）から、後期計画において重点的に取り組むべき３つの課題が抽出されました。

課題１　社会慣習や職場における「優遇感」の根強い偏り

意識調査において、職場や政治、社会通念などの各分野で「男女の地位が平等になっているか」を尋ねたところ、依然として「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が非常に優遇されている」との回答が多数を占めました。

特に、管理的地位への女性登用や地域組織のリーダー層における固定的な性別役割分担意識（「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」）が目に見えない空気として存在しており、制度的な機会平等が進む一方で、意識の平等感には未だ乖離が見られます。

課題２　家庭内における「実態」と「理想」の乖離

家事・育児・地域活動の分担についての実態調査では、多くの世帯で「主に妻が行っている」または「主に妻が行い、夫が一部を分担している」という回答に集中していま

す。

一方で、自身の「理想の分担」を尋ねる設問に対しては、男女や年代を問わず「同程度分担して行うべき」とする回答が圧倒的多数を占めています。町民の中に「共に責任と負担を分かち合いたい」という理想（ニーズ）が明確にあるものの、実際の行動や家庭環境への定着が進んでいない現状があり、この乖離を埋める支援が急務です。

課題３　男女共同参画という言葉の「認知」から「理解」への深化

「男女共同参画社会」という言葉自体の認知度は、「知っている」が一定の割合を占めるものの、「聞いたことはあるが意味はわからない」「知らない」という回答も依然としてそれぞれ約２～３割存在します。広報等による周知にとどまらず、言葉の持つ具体的なメリット（働きやすさや暮らしやすさへの直結）を分かりやすく丁寧に啓発し、一人ひとりの「気づき」へ昇華させることが求められています。

第３章　計画の体系（Ｒ３～Ｒ１２）と後期成果指標の設定

１．計画の体系



２．後期成果指標と目標値の設定

令和８年度の意識調査の現状値を基準として、後期成果指標と目標値を設定します。

（１）基本理念

成果指標（項目）	当初現状値 (R2)	前期目標値 (R7)	現状値 (R8)	後期目標値 (R12)
社会全体として男女の地位が平等であると感じている人の割合	10.88%	16.32%	15.20%	16.32%

（２）基本目標

Ⅰ　多様な生き方を選択できる社会の実現

成果指標（項目）	当初現状値 (R2)	前期目標値 (R7)	現状値 (R8)	後期目標値 (R12)
「男女共同参画社会」という言葉を知らない人の割合	22.80%	11.40%	19.50%	11.40%以下

Ⅱ　安全安心な暮らしの実現

成果指標（項目）	当初現状値 (R2)	前期目標値 (R7)	現状値 (R8)	後期目標値 (R12)
地域社会の中で男女の地位が平等であると答えた割合	21.24%	53.10%	25.70%	53.10%

第４章　後期計画（Ｒ８～Ｒ１２）における具体的な取り組み

意識調査から得られた課題解決に向け、施策の方向性を以下のように拡充・展開します。

Ⅰ　多様な生き方を選択できる社会の実現

≪現状と課題≫

前期計画期間の取り組みにより、男女共同参画社会という言葉の認知度は向上したものの、職場や社会通念の各分野では依然として男性優遇の意識や固定的性別役割分担が根強く残っています。また、家庭内では「同程度に家事・育児を分担したい」という強い理想がある一方、実態は妻の負担に偏っており、意識や行動の乖離を埋める支援が必要です。さらに、言葉の「認知」から「理解」へ深化させ、具体的なメリットを伝える啓発も求められています。

≪施策の方向≫

町民の「同程度分担したい」という理想を応援するため、男性の家事や育児に積極的に関わる意識醸成を図る場の提供や、地域リーダーを対象とした意識改革研修への参加の呼びかけを行います。また、政策や方針決定の場への女性参加を促すため、審議会等への女性委員の積極的登用を継続するとともに、開催時間の検討など会議に参加しやすい環境を整備します。

≪成果指標≫

項　　目	現状値（R8）	目標値（R12）
「男女共同参画社会」という言葉を知らない人の割合	19.50%	11.40%以下

≪具体的な取り組み≫

（１）地域・家庭での男女共同参画の推進

【理想の家事分担の実現支援】

意識調査で浮き彫りになった「同程度分担したい」という理想を応援するため、男性向けの家事・育児参画講座等を開催します。

【地域組織の意識改革】

自治組織や地域コミュニティのリーダー層を対象に、多様な視点を取り入れることの重要性を伝える研修を行い、男女が対等に地域運営に携わる土壌を整えます。

≪主な事業≫

・「広報かねがさき」やＨＰ等を活用した取組などの周知

~~・男女共同参画推進員等の推進組織に対する研修実施~~

・男性向けの家事・育児参画講座の開催（新規）

・自治組織などに対する男女共同参画に配慮した事例等の提供

※前期計画の「男女共同参画推進員等の推進組織に対する研修実施」は「Ⅰ　多様な生き方を選択できる社会の実現（３）学習機会の充実と推進体制の整備」の「岩手県などが開催する学習機会の周知」に集約したため削除する。

（２）政策・方針決定の場への女性の参加促進

【登用環境の整備】

各種審議会や委員会における女性委員の積極的登用を継続するとともに、会議の開催時間帯の検討やオンライン会議の導入等により、子育て世代や就業女性が参加しやすい環境を整備します。

≪主な事業≫

・審議会、委員会における女性登用の推進と女性が参加しやすい環境整備

・ＳＮＳやワークショップなどを活用した女性意見の反映

（３）学習機会の充実と推進体制の整備

【町民大学や教育機関との連携】

幼少期からのジェンダー平等教育をはじめ、専業主婦・主夫やパート勤務からフルタイムへの復職を目指す方、また転入してきた女性を対象としたコミュニティ形成・就業情報の情報発信を強化します。

≪主な事業≫

・町民大学などを活用した学習機会の提供

・岩手県などが開催する学習機会の周知

・男女共同参画に関する団体への支援

・教育機関や民間企業と連携した学習機会の提供

Ⅱ　安全安心な暮らしの実現

≪現状と課題≫

前期計画期間においては、「広報かねがさき」を通じた「女性に対する暴力をなくす運動」や主な相談窓口の周知を行ってきました。しかし、ＤＶを受けたことがある人で誰かに相談が出来た人は過半数にも満たないなど、暴力に関する課題は依然として存在しており、身体的暴力にとどまらず、精神的暴力や経済的・社会的暴力といった多様な形への理解を深める必要があります。また、災害時等の危機管理においても、男性中心に偏りがちな体制を見直し、多様な視点を取り入れた防災・減災体制の強化が求められています。

≪施策の方向≫

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、身体的暴力に加え、精神的や経済的・社会的暴力の認知拡大に向けた啓発を行います。また、相談窓口や人権擁護委員、警察等との連携を一層深め、いつでも誰でも迷わず相談できる体制の周知を徹底します。さらに、防災・減災においては、自主防災組織や避難所運営への女性の参画を進めるとともに、女性リーダーの育成や、プライバシー確保・衛生用品の配備といった女性の視点を取り入れた避難所運営の取り組みを推進します。

≪成果指標≫

項　　目	現状値（R8）	目標値（R12）
地域社会の中で男女の地位が平等であると答えた割合	25.70％	53.10％

≪具体的な取り組み≫

（１）男女間のあらゆる暴力の根絶

【相談窓口の周知徹底】

身体的暴力のみならず、意識調査でも散見された「精神的暴力（怒鳴る、無視する）」「経済的・社会的暴力」といった暴力を広く認知してもらうための啓発を行います。

【平時からの備え】

「男女共同参画推進相談窓口」や人権擁護委員、警察等との連携を深め、万が一の際に「いつでも、誰でも迷わず相談できる場所」の周知を推進します。

≪主な事業≫

・男女共同参画推進相談窓口等の設置と周知

・ＤＶなどに対する住民理解の促進のための啓発活動

（２）防災・減災体制の強化

【女性の視点を取り入れた避難所運営】

自主防災組織や避難所運営の体制が男性中心に偏らないよう、女性リーダーの育成や運営マニュアルへの女性視点（プライバシー確保、授乳室の設置、衛生用品の配備等）の取り組みを推進します。

≪主な事業≫

・人権に配慮した避難所運営のための定期的な見直しの実施

~~・人権に配慮した自主防災組織などの先進事例の事例紹介~~

※前期計画の「人権に配慮した自主防災組織などの先進事例の事例紹介」は「Ⅰ　多様な生き方を選択できる社会の実現（１）地域・家庭での男女共同参画の推進」の「自治組織などに対する男女共同参画に配慮した事例等の提供」に集約したため削除する。

第５章　計画の進捗管理

本計画の確実な遂行に向け、行政が単独で行うのではなく、町民、事業者、各種団体、さらには岩手県などの関係機関との緊密なネットワークを構築して推進します。

１．ＰＤＣＡサイクルの実践

実践する各種事業については、定期的にその効果を客観的な数値や事業評価をもとに検証し、不十分な点は速やかに改善・見直しを加える進捗管理を行います。

２．評価体制

毎年度の全町的なアンケート調査は住民負担の観点から困難であるため、毎年の進捗管理は関係部局による評価を基本とし、５年後の最終年度に向けて地道かつ確実な意識改革を積み上げてまいります。